

生活道路における法定速度が 30 km/h に



令和 8 年 9 月 1 日施行される改正道路交通法施行令により、生活道路における自動車の法定速度が 60 km/h から 30 km/h へ引き下げられます。
* ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。



なぜ生活道路の速度を 30 km/h にするのか、主な理由として

- 車と歩行者の事故で、生存率が大きく変わる

30 km/h を超えると歩行者の死亡率が急激に上がります。30 km/h までは「人が助かる可能性が高い速度」とされています。



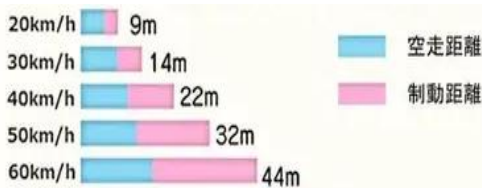
- 住宅街・通学路など「生活道路」に適した速度

ゾーン 30 区域のように、

・子どもが歩く通学路 ・高齢者が多い地域 ・住宅街の細い道路



では、急な飛び出しや自転車のふらつきなど予測しにくい動きが多いため、安全の基準となる 30 km/h になっています。



- 停止距離が短くなる

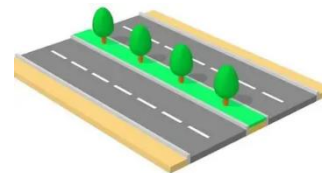
速度が下がると、制動距離が短くなり、より早く止まることができるため、事故を未然に防ぎやすくなります。

- 騒音・環境への配慮

速度を下げることで、エンジン音が静かになる、排ガスが減る、といった効果もあり、生活環境の改善にもつながります。

法定速度が 60 km/h のままの道路は

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路などがあります。
* 詳しくは、警察庁ホームページなどで確認してください。



最高速度規制は、交通の安全と円滑を図るためのものですが、決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

歩行者にやさしい運転をしましょう。

